

(司会)

定刻となりましたので、ただいまから「第1回福岡県子ども審議会子ども福祉専門委員会」を開催いたします。皆様には大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日の進行を務めます、福岡県福祉労働部子ども福祉課、課長補佐の猿渡でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは本委員会事務局より、子ども福祉課長の原田から御挨拶申し上げます。

(子ども福祉課)

皆様こんにちは。福岡県子ども福祉課長の原田と申します。

本日は大変お忙しい中、「第1回福岡県子ども審議会子ども福祉専門委員会」に、御出席をいただきましてありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から本県の子ども施策の推進に向け、各分野で御尽力を賜り、感謝申し上げます。

また今回、先進的かつ大局的な視点から県が取り組むべき課題や施策について、御助言を行っていただくため、3名の方にアドバイザーとして御就任をいただいております。本日は、子ども福祉分野のアドバイザーとして、湯浅様に御参加をいただいております。改めて感謝申し上げます。

本専門委員会では、来年度から5か年を期間とする「福岡県子ども計画」について、「きめ細かな対応が必要な子どもへの支援」に関する事項を中心に、策定に向けた調査をお願いするものでございます。

さて、我が国の昨年の出生数及び合計特殊出生率は、過去最低を更新しております。本県でも、出生数は33,942人と過去最低となっており、合計特殊出生率は1.26と過去2番目の低さでございます。少子化に歯止めがかかっていない状況でございます。

また、児童虐待相談対応件数は年々増加を続けておりますし、いじめ、10代の自殺者の増加など、子どもを取り巻く多くの問題が存在している状況です。

このような中、昨年4月に施行されました「子ども基本法」に基づきまして、国ではすべての子どもが権利を保障され、健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会づくりを目的に、従来それぞれ3つの大綱に分かれておりました、少子化ですとか、子どもの貧困対策ですとか、そういったものを一元化しまして、「子ども大綱」というのを策定いたしました。

本県では今年度、「子ども大綱」を踏まえまして、県の子ども施策を総合的に推進するため、人財の育成、それから少子化対策、子どもの貧困の解消に向けた対策といった3つの県計画をこれまで策定しておりましたけれども、それを一元化しまして「福岡県子ども計画」を策定することとしております。

県では、本県のさらなる成長と発展に向けた取組の1つに「次代を担う人財の育成」を掲げております。未来を切り開き将来の福岡県を担っていくのは「人」です。人こそが宝でありその育成が重要であると考えております。

そのため、子どもを安心して産み育てることができる地域社会づくりを進めるとともに、虐待や貧困など困難な状況にある子どもも含めて、すべての子どもが取り残されず心身ともに健やかに育ち、社会に参加できるように取り組んでまいります。

そして子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、様々な体験を通じて自身の可能性に気づき、自らのうちにある無限の力を信じてチャレンジできるように、社会全体で応援していかなければなりません。

この「福岡県子ども計画」が子どもたちのより良い未来を作るものとなるよう、皆様にはそれぞれの立場から忌憚のない御意見をいただきたいと存じます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

ありがとうございました。

続きまして専門委員会委員長から御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

(安部委員長)

委員長となりました安部と申します。どうぞよろしくお願い致します。皆様暑い中お集まりいただきましてありがとうございました。

また先日7月12日にあった本会議にどうしても都合がつかずに欠席させていただきました。申し訳ございませんでした。

御紹介ありましたように3つの専門委員会に分かれているんですけども、他の2つの専門委員会は区分レベルというか、全てのこどもの権利擁護だとか幸せを支援していくというところで、それを幼少部門と、それから年長部門といいますか就学以降の問題なんですが、この専門委員会というのは、どちらかという個別的な支援が必要な子どもたちに対して、どんな支援が必要かということと、それからもう1つ、全ての3つの専門委員会に関係しているんですが、「こどもの権利」ということをどんなふう計画の中で盛り込んでいくかということ議論していきたいと思っています。特に個別的な支援が必要な子どもたちの権利擁護ということを意識した議論ができればいいかなと思っています。

どうぞよろしくお願い致します。

(司会)

安部委員長ありがとうございました。続きまして本専門委員会の設置について事務局から御説明いたします。

(こども福祉課)

原田です。着座で説明させていただきます。

お手元の資料1をお願いいたします。「福岡県子ども審議会専門委員会設置要綱」をお配りしております。また資料1の別紙1のイメージ図を配布しておりますので併せて御参照いただきたいと思います。

本設置要綱は、先週開催されました子ども審議会において決定されたものであり、第1条に記載の通り3つの専門委員会が設置されております。本委員会は(2)のこども福祉専門委員会でございます。

第2条「各専門委員会の調査事項」についても審議会にて決定されておりますが、具体的な内容につきましては後ほど御説明をさせていただきます。

第3条は専門委員会の委員長について規定しております。先ほど御挨拶いただきましたが、安部計彦委員長が審議会の会長より指名を受けられております。

第4条「各専門委員会の構成」については、先日の審議会において別紙2の①から③に名簿をつけておりますけれども、そのとおりに決定されております。どうぞ御参照ください。

第5条、第6条は、専門委員会は委員長の指示により開催し、調査結果を審議会に報告することとなっております。

次のページ、第7条は専門委員会の会議の公開について規定をしております。

別紙3を御覧ください。審議会においては御覧の3名の方をアドバイザーとしてお招きし、その専門的な知見から御助言をいただくこととしております。また専門委員会におきましても、設置要綱第3条第5項により委員以外の方に意見を求めることができることとなっておりますので、アドバイザーの皆様にはそれぞれの専門分野に関する委員会に参画していただくこととしております。

本委員会におきましては認定NPO法人全国こども食堂支援センターむすびえ理事長の湯浅誠様に御参加いただくこととしております。説明は以上でございます。

(司会)

続いてアドバイザーの御紹介でございます。本日は湯浅様にオンラインで御参加いただいておりますので御挨拶をお願いしたいと思います。

それでは湯浅様、御挨拶をお願いいたします。

(湯浅アドバイザー)

皆さんこんにちは。はじめましての方もおられると思いますが、今御紹介いただきました湯浅誠と申します。福岡県の皆さんには多様な形で日頃からお世話になっています。ありがとうございます。

今日なんですけども、最後まで居られればと思っておったんですが、この後に偶然ですが福岡県の職員研修が入っております、大変申し訳ないんですが、会議を中座させていただきます。私の代わりに加賀が同じオンラインですが残って傍聴させていただきますのでよろしくをお願いします。

私自身はですね、こども食堂に関わってきましたけれども、昨年の「こどもの居場所づくり指針」、こども家庭庁で閣議決定されました、あそこの方にも関わらせてもらいましたので、「居場所づくり」というような観点から本委員会にも関与させていただければと思っています。

そこの指針の中にも一部反映させてもらっているんですけども、地域社会が2つのことを車の両輪として進めていくことが大事だろうというふうに書かせていただいています。

1つは「どこも」と言ったりしてるんですけども、「どこも」というのは家庭とか学校とか、あるいは地域の中の公園とか、もちろん児童館、こども食堂、プレイパーク、様々な地域の居場所があるわけですけども、そういう場所がより多くのこどもにとって、よりたくさん居場所がある状態になる、そういうことを目指すのが大事ななと思っています。

家庭を居場所と感じているこどもは内閣府の調査によると8割なんですけども、これを9割10割にするためには何ができるだろう、学校が居場所と感じている子は5割ですけども、それを6割7割にしていくためには何ができるだろう、地域の中に自分の居場所があると答える方は5割ですけども、これを6割7割にしていくためには何ができるだろう、そうい

うことを考えながら、どんな子どもにもよりたくさんの居場所がある、家庭や学校にも居場所がある、地域の中にも居場所がある、駄菓子屋はなくなっちゃったけど自分を喜んで迎え入れてくれる場所がある。そういう状態ができていくというのが「どこも」ということだろうと思っています。

もう一方、同時に先ほど委員長が大事だとおっしゃっておられましたけれども、「どこか」も同じく大事だという風に思っていました。例えば地域の中に居場所ができて、家から出られない子どもにとってはアクセスできないわけで、そういう子どもには訪問するしかない。どうしてもリアルがダメだというならオンラインに居場所を作るしかない。そういう風に、AがダメならB、BがダメならC、CがダメならD、という風にどんな子どもにも少なくとも1つの居場所がある、こういう状態を作る。本当に1つも居場所がなかったら人間死んじゃいますので、そういう状態を目指していくことが望ましいだろう。

この「どこも」と「どこか」が車の両輪になって進んでいくことが大事なのではないかという風に感じ、発言してまいりました。そのうえで且つ、こうした場所を支えていくには健全なコミュニティ、地域がないといけない。既に国全体としては子どものいる世帯は2割を切りました。8割以上は自分の世帯には小さい子どもはいないという世帯です。こうした方たちも子どもを大事にしたい、子育てを大事にしたい、そういう人たちを応援したい、そういうふうにも思ってもらったり、実際に触れ合える、関われる機会、そうしたものがないとなかなか地域全体としての理解が深まっていけない。「どこも」と「どこか」も進んでいけません。そういう意味では「どこも」と「どこか」を両輪としながらそれを支える健全な地域づくり、こうしたものが相まってですね、より多くの子どもの福祉が満たされるのではないかという風に考えてまいりました。

この委員会にもそうした観点からですね、関わらせていただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(司会)

湯浅様、ありがとうございました。湯浅様には、今後も子ども計画の策定に向けた御助言をいただくこととしておりますが、本日は所用によりここで退出をされます。どうもありがとうございました。

(湯浅アドバイザー)

ありがとうございました。失礼します。

(司会)

それでは次に本委員会の委員の皆様についての御紹介でございます。

お手元に名簿を配布させていただいております。五十音順で作成させていただいております。本日委員15名のうち14名の委員の皆様にご出席をいただいております。本来であれば皆様には辞令の交付をさせていただくところですが、本日は議事の時間が限られておりますので、皆様のお席に資料と一緒に辞令を配布させていただいております。どうぞ御了承ください。

それでは名簿の上から順に委員の皆様から一言ずつ御挨拶を頂戴したいと思います。その中で委員の皆様のご所属の団体がどのような活動をされているのか、併せて御紹介いただければと思います。それでは安我孫子委員からよろしくお願いいたします。

(安孫子委員)

よろしくお願いします、安孫子です。

そだちの樹は福岡県の施設、それから里親家庭のアフターケアの事業を実施しております。その関係で主に社会的養護のこども、またそこを経験した若い方が今抱えている様々な悩みだったりというのをお聴きしているという状況です。

そういった観点でこども福祉について、向こう5年の計画ということですので、何か考えていることをお伝えできればなと思っております。どうぞよろしくお願いします。

(石橋委員)

初めまして。あしなが学生募金事務局の福岡ブロックマネージャーをしております石橋凜花子と申します。

あしなが学生募金事務局は、病気・災害・自死で親を亡くしたこどもだったり、親に障がいがあって働くことが困難な家庭のこどもたちのために、奨学金を街頭募金とかインターネットにおける募金で集めている団体になります。

私は大学3年生で、自分自身がヤングケアラーだったこともあって、自分のような学生とかを少しでも減らしたいと思って活動しています。私もできることを精一杯頑張っていきますのでよろしくお願いします。

(稲光委員)

福岡県医師会の常任理事をしております稲光と申します。私は福岡市の西区で小児科クリニックを開業しております。

医者ですので、医療とそれから保健、健診、というところまでは関わっているのですが、なかなか福祉の領域まで関わって何かお手伝いをするということは少ないとは思っています。

ただ、我々は日々こどもたちあるいは御家族に1番近いところで接しており、もしかしたらいろんな状況を見つけているのかな、見ているのかなと思う部分があって、そういう意味で、少しでも皆さんと一緒にこどもたちあるいは御家族の力になればいいんじゃないかと思って、ここで勉強させていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

(大谷委員)

みなさんこんにちは。認定NPO法人チャイルドケアセンターの代表を務めております大谷清美と申します。

大野城市近郊5市の地域、エリアにおきまして、こども食堂であったり、フードバンクであったり、こどもの居場所づくりにここ数年力を入れております。

現在、福岡県こども食堂ネットワークの事務局を拝命しておりまして、こども食堂が地域の居場所としてどんどん広がっていくように伴走していきたいという風に思っております。

子育て支援関係のNPOです。どうぞよろしくお願いいたします。

(上村委員)

こんにちは。福岡フリースクールフレンドシップ協議会の上村と申します。よろしくお願いします。

福岡フリースクールフレンドシップ協議会は、学校に居場所がないこどもたちの居場所としてフリースクールというものがあるんですが、「どこにどんなフリースクールがあるのか

がようわからん」という声を多数いただきます。なので、情報共有と情報発信を目的としてフリースクール同士のネットワークを立ち上げたというのが約10年前の話になるということです。

個人的には社会的養護と呼ばれるこどもたちのところに訪問支援を行ったりということをしていただいているところでございます。

こどもを変えようとするというよりも今のこどもたちを受容するという視点で、この計画の方に関わらせていただければなと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

#### (古賀委員)

こんにちは。福岡県スクールソーシャルワーカー協会理事をしております、古賀と申します。よろしくお願い致します。

私ども協会では、県内いろんなところで活動をしていますスクールソーシャルワーカーの職能団体として、研修活動だったり、広報活動を中心に活動を行っております。この会議においては、そういったところでの経験や、香春町という筑豊地区の小さな町で活動しておりますので、そちらで得た経験などを多く活かせればなという風に考えております。よろしくお願い致します。

#### (安部委員長)

私も自己紹介させてください。2番目に書いてある安部といいます。

日本児童相談業務評価機関というんですけども、児童相談所とそれから一時保護所の第三者評価を行っている機関です。一応これ代表理事なんですけど、無給です。年金生活をしているんですけども。

もともとは児童相談所で22年間働いて、その後大学で19年間教えていて、今年の3月に定年退職ということで、そういう活動をしています。

ちなみに福岡県の社会福祉審議会の会長もしていて、前の3つの計画が1つになりました、ということにも随分関わってきたかなという風に思います。どうぞよろしくお願い致します。

#### (小坂委員)

弁護士の小坂といいます。

弁護士の役割の1つとして、人権の擁護というのが謳われております。今回、こども計画の国のもともと作った「こども大綱」というのがあるんですけど、その議論の中でも、こどもの権利というのはすごく重視されて、いろんな熱心な議論がなされてきたと思います。

この専門委員会でも、こどもの権利という視点で発言をしていけたらと思っておりますので、よろしくお願い致します。

#### (宗委員)

こんにちは。特別支援学校PTA連合会の今年度会長をしております、宗祥子といいます。よろしくお願い致します。

私、こういう委員会というのは本当に初めてで、ちょっと挨拶というところで今戸惑ってはいるんですが、私は娘が2人とも難聴でして、今は下の子が福岡高等聴覚特別支援学校の3年生ということで通っております。

P T Aの活動はずっと長いんですけども、こういう本当に最前線的な感じの会というのは初めてなので、勉強させていただくと同時に、何か良いヒントがあったりとか、こちらの方で気づいたことがあれば発言なりしていきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

(中村委員)

中村みどりと言います。

肩書き2つ書かせていただいている、1つ、キアセットっていうのは里親、養育里親になりたいなという方の開拓から里親活動をされた後の支援までを包括して行う、「フォスティング機関業務」と言っているのですが、それを受託して活動をしています。

もう1つ、その下のChildren' s Views & Voicesというのは、私自身が児童養護施設などを経験した、社会的養護を経験したという立場で、この計画策定にも両方の視点で意見を言わせていただけたらなという風なことで2つ所属を書かせていただいています。よろしく願いいたします。

(花田委員)

福岡県児童養護施設協議会の副会長で、遠賀郡岡垣町にございます児童養護施設「報恩母の家」の施設長の花田と申します。よろしく願いいたします。

児童養護施設は県内21箇所あるんですけども、「新しい社会的養育ビジョン」が出て以降、児童養護施設の機能転換ということで、各施設がよりこどもの人権に配慮した生活環境を整えるということで、小規模化、家庭的教育と地域分散化ということと、もう1つは多機能化ということで、社会的養護の中で私たちが長年家庭に変わる代替養育を務めてきた中で、親御さんの声となり、こどもたちの声となり、何ができるのかということで、全国児童養護施設協議会としては地域支援拠点の役割をしっかりと果たしていきましょうということで、今年大きく、また大きい柱ができたところです。児童養護施設の観点から何かここで発信できればなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(松崎委員)

松崎佳子と申します。ここでは広島国際大学と書いてありますが、臨床心理士公認心理士の養成をしている大学院でございます。

ただ、今の私の主な活動の方は、認定NPO法人SOSこどもの村という児童家庭支援センターで、こどもさんや御家族の御相談、それから里親さんへの支援、そしてショートステイなどの取組、2021年からはヤングケアラーの方たちの専用の相談窓口を行っているところです。

いろんなこども、御家族への支援というところで少し御提案できたらいいかなと思っております。よろしく願いいたします。

(山本委員)

筑紫女学園大学3年の山本梨菜です。私自身、18歳まで愛媛県にあるファミリーホームで育てていただきました。

大西先生に憧れて愛媛から福岡まで来たんですけど、今は西南大学の学生さんと一緒に、親を頼ることができないこどもたちに、振袖の前撮りをプレゼントする活動をさせていたでいてます。

こういう大人の方がいっぱいいる会は初めてで慣れてないんですけど、ちょっとドキドキするんですけど、よろしくお願いします。

(吉田委員)

こんにちは、福岡県里親会の吉田と申します。よろしくお願いします。

福岡県里親会ですが、だいたい里親さん500名あまりいる中で、福岡市と北九州市を除いて、福岡県里親会というのですけれど、およそ半数ぐらいの50パーセントぐらいの組織率です。6つの児童相談所の中に5つの里親会がありまして、その連合が福岡県里親会です。別に福岡市と北九州市の里親会があるとお考えいただいたらいいと思います。

私自身は特別養子縁組の里親がスタートで、そこから養育里親をし、専門里親になり、ファミリーホームをして、ファミリーホームを卒業しまして、また里親に戻りました。

今までおよそ一時保護の子を入れて、74人のお子さんの母親、お母さんと呼ばれて生活してきました。里親も私はオールマイティで経験済みですので、里親会の会長をさせていただいています。

里親さんのことを多くの方にわかっていただきたいし、たくさん里親になっていただきたい。

それから里子のこどもたち、うちにはですね、18歳で措置解除になってから、もう27歳になるのにまた居候している子もいます。そういう現実も見ていただいて、そういうところのフォローも、社会的養育だけでなく、それを卒業した後のこどもたちに対してのフォローもしていただきたいし、今来ているこどもたちに対してもフォローしていただきたいなというので、こういうところでお話させていただけるのはとても有意義だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

委員の皆様、ありがとうございました。

なお、委員名簿の上から5番目になりますが、障がい者支援センターくれそんセンター長の岩丸様におかれましては本日御欠席となっております。

それでは調査事項に移りたいと思います。進行は安部委員長にお願いいたします。安部委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

(安部委員長)

ありがとうございました。

調査事項に入る前に、いろんな方がいらっちゃって、とても楽しみな、いいチームになりそうな気がします。これから「さん付け」で呼びましようね。誰が先生で誰がこうというのをやめてみんな「さん付け」にしましよう。

では本日の調査事項というのは、「福岡県こども計画の策定経緯等について」、「こども計画の基本方針、基本施策の柱について」、「そして今後のスケジュールについて」ということです。まず施策の経緯について事務局から説明をお願いします。

(こども未来課)

こども未来課の企画主幹をしております、吉田と申します。着座にて説明させていただきます。

次第7の(1)「福岡県こども計画策定の経緯等について」でございます。お手元の資料右上「資料2」と書いてございます。こちらを御覧ください。

1つ目の「○」は国の動きを書いております。令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、国はこども施策を総合的に推進するため、これまで国が個別に3つ設けていた大綱を1つにしました。具体的には資料記載の通りですね、既存の3つの大綱を「こども大綱」に一元化することといたしまして、令和5年12月22日に「こども大綱」が策定をされました。

文書の下にある四角囲みは、「こども基本法」で規定されたこども施策の説明になります。こちら、こども計画の御審議にあたり、対象となる施策の範囲にかかる重要なポイントですので軽く御説明をさせていただきます。こども施策とは「① こどもに対する支援」、「② 若者や子育て当事者への支援」、「③ こどもの養育環境整備といったこどもに関する施策、これと一体的に講ずべき施策」を指しております。たいへん広い概念になります。

2つ目の「○」ですけれど、国の動きを踏まえた県の動きでございます。県は国の「こども大綱」を踏まえ、「こども大綱」に関連する現行のこどもに関する県計画に、こちらも下の四角の中に記載しております3つの計画、「青少年健全育成総合計画」、青少年プランと呼んでいます。「こどもの貧困対策推進計画」、そしてこども施策のマスタープランともいえます、「子ども・子育て応援総合プラン」、こちら3つの計画を「福岡県こども計画」に一本化することといたしました。「福岡県こども計画」は、令和6年度中に作成することとしておりまして、計画期間は令和7年度から11年度までの5年間といたします。

次の「○」は「福岡県こども審議会」についてでございます。県の現行計画一本化に合わせまして、それぞれの計画の諮問機関を統合することといたしました。先の令和6年2月議会において、「福岡県こども審議会条例」が議決されまして、「福岡県こども審議会」が設置されました。先週7月12日に「第1回福岡県こども審議会」が開催されたところでございます。

そして、県のこども施策、多岐にわたっておりますことから、先ほど説明もございましたが、計画策定の議論に当たりまして審議会の親会に3つの専門委員会を設置することが第1回こども審議会において決定されました。以上、「こども計画策定の経緯について」でございます。

(安部委員長)

ありがとうございました。本会議、12日の会議で出られた方は既にお聞きかもしれませんが、今の説明についてまず質問とか意見等がありますか。資料1の3枚目がこの委員会の親会議との関係になっていると思いますけれども、具体的にどんなことを話し合うのかという説明は次に続くんだろうと思います。引き続き「こども計画の基本方針、基本施策の柱」について事務局から説明をお願いいたします。

(こども未来課)

引き続きまして、私吉田の方から御説明をさせていただきます。

次第7の(2)でございます。右上に「資料3」と書いてございますA3の資料をお手元をお願いします。

「福岡県こども計画について」ということで、1番目に現計画の検証ということで、こども計画策定にあたり、今申し上げました、3つの計画の実績について総括した部分になります。「○」の2つ目でございます、計画の実効性を確保するために、各計画においては数値目標を設定して、施策の進捗を管理しております。その状況につきまして表に記載の通りでございます、「○」は順調、「△」が低調、「×」が後退として、それぞれの計画で立てた目標に対する実績を記載しております。

それぞれの計画について申し上げます。「○」の3つ目でございます。「○」の3つ目は「子ども・子育て応援総合プラン」でございます。少子化の流れを食い止めることを目指し結婚応援や子育て支援の充実等に取り組んだ同プランですが、保育所の待機児童、計画策定当時の大きな課題となっておりました。こちらの保育所の待機児童が令和元年度1,232人から令和5年には56人とこの5年間で大幅に減少したという成果がございました。一方で、さっきの挨拶等ございました合計特殊出生率ですね、こちらは平成30年の1.49から令和5年の1.26と0.23ポイント減少して、少子化には歯止めがかかっていないという状況でございます。

「○」の4つ目でございます、「子ども・子育て応援総合プラン」の個別計画でございます、「社会的養育推進計画」について記載しております。こどもが権利の主体であることの明確化及び家庭養育優先の原則の徹底を目指した同計画では、ファミリーホームが平成30年6カ所から令和5年の13カ所の約2倍に増加したという一方で、虐待により家庭で暮らせないこどもの里親への委託率に関しては、令和5年の数字は平成30年度から増加はいたしましたものの、目標までには届いておりません、ということに記載させていただいております。

「○」の下から2番目、左側の下から2番目に当たる部分については、「青少年健全育成総合計画」、青少年プランでございます。豊かな心と志を持つ逞しい青少年像を目指した同計画では、アスリートの遠征合宿費用の助成、理数系科目に係る教育の充実等により、国民体育大会が令和元年の11位から令和5年の7位、あるいは、科学の甲子園では、平成29年から令和2年までの平均でございますが、13位から10位と上昇するなど、一部改善した項目が見られた一方で、10代の1,000人当たりの刑法犯少年数は令和2年の2.5人から令和5年の3.1人と増加しております。

1番下の「○」は「こどもの貧困対策推進計画」です。こどもが経済的な理由で進学を諦めるといったことがないように取り組んだところ、児童養護施設のこどもの大学進学率は、令和元年24.2%から令和5年の45.9%と約2倍に増加した一方、同じ貧困ということになりますが、生活保護世帯のこどもの大学進学率は令和元年40.5%から令和5年の34.7%と5.8ポイント減少しております。

その他、今回各計画から1、2項目の書き出しをしたところでございますが、その他の目標値の進捗状況につきましては、資料3の別紙として、お手元A3の書類を御覧いただいているのですが、資料3別紙A4のホッチキス止めで、色刷りの紙がございました。こちらの方に各計画の目標とその現地点での実績ですね、こちらを出しております。こちらについては、ちょっと今回時間の都合で全て御説明するというにはなりません、後ほど御確認いただければというふう存じます。

A3の資料3の方にお戻りをいただきまして、「2 子ども・若者を取り巻く現状について」でございます。

「(1) こども・若者の現状について」でございます。こどもを取り巻く状況が、深刻さを増していることを示すデータとして、ここでは3つの表を記載しております。1つ目の表、児童虐待・いじめの認知件数、不登校の児童、10代の自殺については年々増加しているという数字が見てとれます。また2つ目の表、こちらはまた全国ベースでの調査になりますが、こどもの貧困率については、平成24年をピークに減少傾向にあります。3つ目の表ですが、特別支援学校・特別支援学級で在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒の数、こちらは令和元年から5年度にかけて増加をしています。まとめといたしまして、虐待やいじめの認知件数、不登校の数、児童生徒自体の自殺者の増加など、困難を抱えるこどもへの対応にしっかりと取り組んでいく必要があるということだと思えます。

次に(2)および(3)でございます。こちらですね、計画策定の基礎資料とするためですね、昨年度5年度に1回ですが、2つの意識調査というのを県の方で実施いたしております。その状態について概要を取りまとめているものでございます。

(2)ですが、1つ目の意識調査、「青少年の意識ニーズに関する調査報告書」における「こども・若者の意識」としまして、将来の職業生活について、転職や起業を肯定する高校生が前回調査令和2年度よりも前向きな回答が増加する一方で、進路選択の基準に迷う高校生というのも増加しています。「海外留学や海外で仕事をしたい」と回答した生徒は小学生25.3%、中学生26.2%、高校生32.9%、また「社会がだんだん悪くなるという感じがある」と回答した生徒、これは「よくある」、「ある」、「時々ある」を合わせたものですが、小学生66.3%、中学生69.1%、高校生70.5%といずれも前回調査等大きな差はないところでございます。

2つ目の意識調査として、(3)でございます、「子育て等に関する県民意識ニーズ調査報告書」における「子育て等に関する県民の意識」でございます。こどもの意識を行政の施策に反映させるということについて、「こどもは守らなければならない未熟な存在であり、大人が中心となって施策を決めるべきである」と回答した人、「そう思う」、「ややそう思う」と回答した方ですが、こちらが約6割となっております。また、理想より実際に持つこどもの数が少ないことについて理由を問いますと、負担面の理由としましては「子育てにお金がかかる」ということが前回の調査よりも4.7%減少しているものの、引き続き53.2%と最も高くなっております。また、「育児の心理的負担が大きい」という回答が15.7%で、前回調査より3.7ポイント増加しております。また環境に着目した質問を問いますと、「仕事と育児の両立は困難」こちらが前回調査より3ポイント減少しておるものの、46.2%と最も高くなっております。こどもが権利の主体であるということについて、県民の理解促進が必要であり、また子育てに関わる負担の軽減や、仕事と子育ての両立支援に引き続き取り組む必要があると認識しております。

次に、1枚おめくりをいただいて、3番について御説明をさせていただきます。ここからが今回策定しようとしております計画の骨組みに係る部分になります。「3 基本的な考え方と基本方向(案)」でございます。色がついている部分です。こども計画が目指す福岡県の姿としまして、「すべてのこどもが未来に希望をもち、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」としてあります。「すべてのこども」を主語として、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる福岡県を目指すものであります。この目指す姿のベースといたしましたのは、本県のマスタープランでございます総合計画でありまして、総合計画の目標である「誰もが安心してたくさんの笑顔で暮らせる福岡県」、こちらをベースとし、今回こども計画を策定するに当たり、勘案すべき国の「こども大綱」においてこどもが権利の主体であることが明

記されたこと、目指す社会として「こどもまんなか社会」、「すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」というものが記されました。具体として、「夢や希望を叶えるために希望と意欲に応じてのびのびとチャレンジできる未来を切り開くことができる」こういうふうにされたことを踏まえまして、「こども」を主語とし、「未来に希望を持ちたくさんの笑顔」を盛り込むことでわかりやすい直接的に目指す福岡県の姿を表現したものでございます。

次に基本的な考え方で、こちら国の「こども大綱」を基に、本県の大きな目標である「人材の育成」を加えたものとなっております。6つ掲げております。1つ目「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」、2つ目「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き話しながら共に進めていく」、「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」、「予測困難な時代をこども・若者が生き抜く力を育成する」、「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」、「若い世代が家庭や子育てに夢や希望を持ち、その希望が叶えられるよう生活の基盤の安定を図ることとともに、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む」、以上、6つをこども計画における基本的な考え方としております。

引き続き、計画を形作る基本方向、4つの柱を記載させていただいております。

1つ目「すべてのこどもが持つ権利保障」という柱をたてております。こども・若者が意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保され、年齢や発達の程度に応じて意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるよう支援するとともに、社会の理解促進に取り組むことによって、こどものもつ権利を保障する。

「成長段階に応じたこどもへの支援・未来を切り開く人財の育成」としまして、こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支え、1人1人が自分の可能性に気づいてその能力を磨き、さまざまな分野で才能を生かしながら羽ばたくことができるよう失敗を恐れず夢に向かって果敢にチャレンジするこども・若者を応援する。

3つ目といたしまして、「きめ細かな対応が必要なこどもへの支援」、こちらはすべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう困難な状況に置かれているこども・若者をその特性や支援ニーズに応じてきめ細かく支援する。

4つ目が、結婚子育ての希望を叶え、こどもを安心して産み育てることができるための支援といたしまして、若い世代が結婚や子育てに夢を抱き、その希望が叶えられるよう若い世代の経済的・社会的自立を促進するとともに、地域社会全体で結婚応援を推進する。家庭や地域、職場において子育ての理解が深められるとともに、安心して、また喜びを持ってこどもを産み育てることができるよう、子育てをみんなで支える社会づくりを進めていきます。

この基本方向4つの柱ですが、これまで3つの計画で取り組んできた内容を継承するとともに、新たにすべてのこどもが持つ権利の保障を柱として加えております。これは国の「こども大綱」においてこども施策に関する6つの基本的な方針の1番目の柱として、こどもが権利の主体であることが明記されたことを踏まえまして、この計画においてこどもが権利の主体であることを1つ目の柱として位置づけ、具体的なこども施策に取り組むということとすることとでございます。

続きまして、右側です。「施策体系（案）」でございます。さきに申しました4つの柱ごとに取り組み事項、中項目を記載しております。「1 すべてのこどもが持つ権利の保障」、この柱ではこども・若者を権利の主体として尊重することに取り組みます。これまでも「子どもの権利条約」にうたわれている、こどもが権利の主体であることについて、県民に周知に取り組んできたところですが、県全体での共有につながるような普及啓発の取り組みを検討していきます。

2番目、「成長段階に応じたこどもへの支援・未来を切り開く人財の育成」こちらでは成長段階に応じたこどもへの支援、人財の育成に取り組みます。取り組み事項で従来の計画と比較して大きな変更点のみ御説明をいたしますと、2番目に「幼児期までの育ちの保障」という言葉を取り入れております。こちらは「こども大綱」と同時に策定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」におきまして、「誰1人取り残さない、等しい育ちの保障については課題があり、誕生・就園・就学の前後、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多く、こどもの誕生前から幼児期までの時期、生涯にわたるウェルビーイング、身体的・精神的・社会的に幸せな状態の向上において最も重要である」という、この考え方を踏まえる形でございます。また、本日アドバイザーの湯浅先生もいらっしゃいましたけども、9番で「居場所づくりの推進」ということを入れております。こちら、これまで放課後の居場所づくり等として取り組んできましたところでございますが、こちら「こども大綱」と同時に策定された「こどもの居場所づくりに関する指針」において、居場所がないことは孤独・孤立の問題が深く関係しており、こどもが生きていく上に居場所があることは不可欠であり、地域コミュニティの変化。こどもを取り巻く環境の厳しさ、価値観の多様化を背景に様々な地域で居場所づくりが実践されていることを受けまして、国として考え方が示されたことを踏まえているものでございます。

ローマ数字のⅢです。「きめ細かな対応が必要なこどもへの支援」でございます。こちら、柱そのものに大きな変更はございませんが、先ほどのこども・若者を取り巻く現状のとおり虐待やいじめの認知件数、不登校の児童生徒、10代の自殺者の増加など、困難を抱えるこどもへの対応としてしっかりと取り組む必要があるとして柱をおかせていただいているものでございます。

ローマ数字のⅣ、「結婚・子育てなどの希望かなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援」では、こちらの中身に変更はございませんが、少子化に歯止めをかけるため仕事と生活の両立のための働き方改革の推進、結婚・出産・育児など若者や子育て当事者のそれぞれのライフステージに合わせた施策に取り組んでおります。こども大綱と同じタイミングで国において今後3年間集中的に取り組む「こども・子育て支援加速化プラン」、 「こども未来戦略」が示されておりまして、こうした国の施策を踏まえながら、より県民ニーズも即し、効果的と判断されるきめ細やかな施策を検討してまいります。

なお、資料の補足でございますが、12日に開催されましたこども審議会において、委員の方からローマ数字Ⅳの5、「共働き、共育ての推進」の後にあります、「男性の家事子育てへの参加の促進」とございますけど、こちらについて男性は子育てへの参加というよりも子育ての当事者であり、言葉として表現化しても不適切ではないか不適當ではないかという御意見も頂戴しておりまして、現在表現について検討しているところでもあります。このため今回の資料には修正についてはできておりませんので、あらかじめご了承願います。

また、ローマ数字のⅠですね、「すべてのこどもが持つ権利の保障」、こちらについても今書いてございます1つの中項目というところにおいて、中身としてどういうものをおこう

としているのかちょっとわかりにくいんじゃないか、という御意見もいただいております。こちらについても引き続き御議論があればお願いしたいんですけど、そちらについてもまた検討するということでございます。この資料の補足として申し上げます。

施策体系案の説明に関しては以上になりまして、今回の専門委員会では特に資料3の2枚目ですね、目指す福岡県の姿、基本的な考え方あるいは基本方向4つの柱、施策体系の取り組み事項、こちらまでについて特に御議論をお願いしたいと思います。

あわせて、先のこども審議会でも御承認いただきました、それぞれの専門委員会において主に御議論いただく調査事項ということについて、この流れでご説明させていただきます。

お手元の資料4をご覧ください。頭に「各専門委員会の調査項目について」と書いてございます。表の左側には、先ほど資料3において御説明しましたこども計画の施策体系の案に沿って、項目を記載させてもらっております。右側をご覧ください。上に青少年の「青」、福祉の「福」、こどもの「子」と記載しております。これは専門委員会を表しております。この「福」ですね、こども福祉専門委員会を表しております。その「福」の部分の下の方に目をいただきますと、「●」が付いている部分がございます。この「●」は表の1番下に書いてございますが、重点議論分野としてそれぞれの専門委員会において特に議論を深めたい分野に見える化したものになります。と申しますのが、複数の専門委員会、3つの専門委員会ですね、同じこういった施策体系案ですとか、計画の素案とかを基に御議論いただくことになりますので、まず計画全体として漏れがないようにということで「●」を作らせていただいたところでございます。この専門委員会においては、「●」がついた項目について、重点議論分野といたしまして、特に議論いただければと考えております。ただし、今後ですね、専門委員会でもこども計画について御議論いただく際にその範囲を限定する必要はございません。どの専門委員会に属される委員にございまして、おかれましても、委員御自身の専門分野に沿って計画全体を通した御意見というものを自由に頂戴できればと考えております。

1枚、さらにおめくりください。資料4別紙がございます。こちら福岡県こども審議会アドバイザーの担当専門委員会ということで、先ほど御挨拶がありました湯浅アドバイザーは、1番下にあるこども福祉専門委員会が担当専門委員会であると書いてございますが、他の専門委員会におきましても御覧のアドバイザーに就任いただいておりますのでご案内をいたします。説明は以上でございます。

(安部委員長)

ありがとうございました。

一度に言われてもなかなか理解できないんじゃないかというふうに思いますが、ちょっと事前に話を聞いて、私なりの理解ですけど、まずこの資料3の2枚目、「基本的な考え方と基本方向(案)」と書いてあって、すべてに4つの方針が書かれておりますが、施策体系も案なんですけど、この会議は“ちゃんちゃん会議”ではないんです。“ちゃんちゃん会議”というか、承認するための会議ではなくて、本当に事務局としては一生懸命考えたわけですけども、ここ足りないんじゃないということや、もうちょっと変えた方がいい、先ほど意見がありましたけれども、こんな風に審議をするということができるようにしたいと思います。

もう1つは、先ほど説明がありました例えば資料3の別紙、資料3の1枚目に、いろんな指標が出ています。何が何パーセントになったか、これは計画ができて、計画の進行度合いを図るための数値目標として掲げているもので、数値目標が後です。まず計画をきちんと作りましょうということです。繰り返しますけど、案として説明されていますけれども、これを承認するための会議ではありません。これをもっと良くして、福岡県の子どもたちがより権利が守られて、そして幸せに暮らせるようにどうすればいいかということで、皆さんの知恵をお借りしたいと思います。

先ほど少しありましたけれども、12日の会議でどんな意見が出たかということ若干説明をお願いします。

(こども福祉課)

すいません。ありがとうございます。12日の審議会におきまして、ここでの重点議論分野、こども福祉専門委員会関係で出た御意見について2つ御報告いたします。

1つ目は先ほどもちょっと御説明いたしましたが、「全てのこどもが持つ権利の保障」の部分で、本委員会の委員でもある小坂先生の方からいただいた御意見でございます。中項目の方で「こども・若者を権利主体として尊重」と記載しておりますけれども、そこをもう少し具体的な記載が必要なのではないかということで、例えば、こどもの権利をこどもと大人にもっと普及啓発をすることですとか、こどもの意見をしっかりと聴いてその意見をこどもへの支援や政策に反映すること、権利侵害が起こった際にこどもが安心して相談ができ救済してもらえる制度があるかどうか、ということなどをもう少し具体的に記載すべきではないかというご意見をいただきました。

2点目は、「Ⅲ きめ細かな対応が必要なこどもへの支援」のところなんですけれども、本委員会の委員でもあります石橋委員から御意見をいただきました。内容は中項目に、「ひとり親家庭への支援や障がいのあるこどもへの支援」というふうに記載をされているんですけれども、障がいのある家族がいる家庭のこどもへの支援、いわゆるヤングケアラーに対する支援についての記載がないことについて、御意見をいただきました。

このこども福祉専門委員会の関係の意見としては、以上の2点でございます。

(安部委員長)

はい、ありがとうございました。本会議でも意見が出るみたいですけども、ここは繰り返しますけども、資料を読んで、「●」が付いているところは絶対外さないでくださいという意味であって、他のところに関して言っちゃダメということではないということを確認したいと思います。皆さん方が、この資料3の2枚目を中心にこれから議論していったらいいかなと思うんですけども、この基本的な考え方は4つの方向だとかそういったものが出てくる中間項目なんかで、ここがおかしいとか、これを付け加えたらというような、例えば基本の方針のⅠ、「全てのこどもの権利の保障」ということで、中項目として例えばどんなものがあつたらいいんでしょうかね、とても気になったんですけど、それに限らず皆さんのほうで積極的に意見を述べてください。

先ほどこどもの権利の中項目が1つしかないけど、例えばこういうのがあつたらと発言されたのは。

(小坂委員)

はい、さっき説明いただいたんですが、私の方から発言したのは、これ、私がお場で思いついたことなので、ここでもっと意見があればお願いしたいんですけど、1つは子どもの権利の普及と啓発です。これは子どもにも大人にも子どもが権利主体であるということを普及していくというのが1つ。もう1つは、子どもの意見表明です。子どもが意見を表明できる、それを大人が受け止めて尊重していくということで、その子どもの支援にもそれを尊重して支援していくし、あるいは県の政策にもそれを活かしていくというのが、2つ目です。3つ目は、権利を侵害されてしまった子どもが安心して相談できる、相談した時にそれを守ってくれる救済してくれる。この3つの柱にしてはどうでしょうか。ということで、親会の方で提案させていただきました。

他にもみなさん御意見があれば是非お願いしたいなと思ってます。

(安部委員長)

前回に付け加えて思いついたことはありますか。

(小坂委員)

すいません。やっぱりその3つが柱としては、大事ななと思っています。「権利主体として尊重する」というのも、すごく重みのある言葉だと思っていて、これもぜひ残してほしいとは思っているんですけど、むしろこれは左側(基本方向)の方に入るべき、言ってみれば総論的なということなのかなという風に思うので、もう少しこの中項目は具体的にと思います。

これは私がさっき言った3つは私が思いついたことなので、他の皆様にこういう視点が必要だということがあればお願いしたいなと思います。

(安部委員長)

中村さん、いかがでしょうか。

(中村委員)

ありがとうございます。賛成です。

普及と啓発をして、かつ子どもの意見表明を支援したり、子ども・若者も参画していくという仕組みを具体的にという風なところと、もう1つは実際に子ども自身が子どもの権利を知っていたとしても、それを侵害される前からでも安心して、実はいじめ受けてとか、親から暴力を受けているとか、権利が侵害される、ちょっと手前からでも安心して相談できる場所とか、アクセスがしやすい方法、子どもの権利を相談できる窓口みたいなところが子どもたちにとって身近にないと。

啓発はされて知っているんだけど、いざ身近な大人に相談したら、「それってあんたのわがままやろ」みたいな形でハネられると、取組をしても子どもたちが傷つくということになるのが心配なので、できたら3つ目の権利侵害を受けた子どもというのはよりニーズが高いので、そこも残しつつ、そうじゃない「すべての子どもにも」という風なところがあるといいかなと話聞いていて思いました。

もう1つ重ねてなんですけど、柱のⅢの「きめ細かな対応～」の、1が「児童虐待の防止」ってなっているんですけど、その上のⅡの1の「妊娠前から～」というのは、「産前か

ら～」の部分の母子保健と医療って切り離せないテーマでもあるなと思っていて、重点項目ではなくても、児童虐待防止と産前産後ってすごく関連しているので、どこかでこの委員会でも皆さんから御意見が出るといいのではないかなという風に思いました。

(安部委員長)

ありがとうございました。このⅡの1は全てのこどもの妊娠出産の前ですね。でも虐待予防も実は全てのこどもが虐待を受けないようにということを考えると確かに共通性はあるかなと思っています。

ちなみに全然違う話なんですけど、資料3の別紙1の、前の計画なんですけど、前の計画の時に、これは指標の話なんですけど。例えば一番左側のところで、こどもの「子」っていうのと、「青」これは青少年なんだと思うんですけど、2つの計画で同じ評価項目が入っているということで。1つしかないところもあるんですけど、3つ重なっているところもあったりするので、評価項目や数値目標を考えるのは後でなって、今言ったことを数値目標で何にすればいいんだろうかって言うのを事務局は頭を抱えると思うんですけども。こういうことが大事だよっていうことを、もっともっと皆さんのお話を聞きたいので、どうでしょうか。

(上村委員)

ちょっとまとまってはないんですけども、こども・若者を権利の主体として、というのは大前提であると同時に、「相談体制の充実」という言葉で誤魔化されるのはちょっと嫌だなというのが正直なところがあって、より具体的にこどもの声を聴く環境の増加、機会や場の増加というのは必須なのかなというふうに感じているところです。資料3の下に出ているところですね、「こどもは守らなければならない未熟な存在であり大人が中心となって施策を決めるべきである」と回答した方が6割いらっしゃるというのは、おそらくこの委員として委嘱を受けた方々の本意とするところではないというような印象があるので、こどもの声を聴く機会・聴く場の増加、それを施策に反映するというところまで踏み込んでいいのかということところは議論の余地があるのかなということをお話を聞きながら感じたところです。

もう1点、基本方向の「Ⅲ きめ細かな対応が必要なこどもへの支援」といわれるところが私たちのメインになってくるのか、もちろんそれ以外の分野にまたいでも構わないということなんですけれども、この層を対象にするのであれば、基本的な考え方・基本方向の表現がすごくきついなというのが正直なところです。先ほど話を聞きながらチェックしたんですけども、「未来」、「希望」、「夢」、「たくさんの笑顔」、これを言われて一番厳しそうなこどもたちがこの項目にあたるんじゃないかな、というふうに思うので、この表現があまり前に走りすぎるとこどもを逆に追い詰めやしないか、というような危惧を僕自身は感じているところです。夢や希望を持っている奴はすごい奴で、持てない奴はダメな奴っていう見方を世の中されていないですか？っていう。こどもの未来よりも今に寄り添う姿勢というのを打ち出せるといいのかなと。漠然として具体的にこれというわけではないんですけども。本当は夢や希望を語ってほしいんですけど、こどもが語りたいたいと思える人、そこに耳を傾けられる人、そういう方々が地域に必ずしも今いるわけではないと思うので、そこを育てるということも必要なのかなと思います。

「人財の育成」というのはどういうふうな人財なのか、何をもって人財とするのかというところ。そういう支援情報を持っている人とつながりやすい、コーディネーター的な人財を育成するのか、コーディネーターの前のインターカーがもっと必要なのかとか、そういったことも考えると、正直お話を聞いている中で僕はまだ整理ができていないということが正直なことです。

すみません、好き勝手に話をして。まとまってないですけども。

(吉田委員)

すみません。うち、今日ちょっと1人、措置が終わって自宅に帰る子がいたので、(会議に)来る前ですね、重々こどもに言い含めたんです。また家出したくなったら家(吉田委員宅)に来るか、もしくは児相に行けるんだったらいいけど(こどもが)「児相遠いもん」、「どこかようわからんもん」って言うので、じゃあ交番に飛び込みなさいと言ったんですね。勝手に家出しないこと、とそういうふうに言い含めてですね。今日、さよならをして来たんですけど。

そのこどもが駆け込める場所ですね、そこを特に確保していただきたいなど。現実的にです、地域の中でどっかこどもがわかりやすい場所、しかも大体そういうこどもって不登校、登校しない、学校行ってなかったりしますので、そういった子が具体的に駆け込める場所を作っていただきたい。連絡しやすい場所、それからこどもにとったら、児童相談所ではとてもいいところと思う子と、2度と行きたくないと思う子と2通りいるわけですから、そういう場所の確保をしていただきたいというのが正直なところで。

もちろん学校でも先生でもいいんですけど、学校側もとても頑張っているのもわかるんですが、そもそも不登校の子が学校に駆け込むかということ駆け込まないし。そのあたりをですね、地域で、駅とかですね、ちょっとこどもがわかりやすい場所で駆け込める場所だとかですね、SOSのお家っていうのをお家に書いてありますけど、こどもはやっぱり「行かない」って言うのでですね、もっと分かりやすいところでできたらいいなというのが具体的な場所を皆さんでとか、県にも考えていただけたらいいんじゃないかなと思っています。

(安部委員長)

こども食堂とかそんな場所ではないんですかね。大谷さんとか。そのこと以外も含めてどうぞ。

(大谷委員)

御指名、ありがとうございます。

今、こども食堂についてお話が出たんですけども、先ほど湯浅先生のお話にも出ていました、居場所がとても大事だというお話をされてました。でもその居場所にいる大人がですね、どれだけこどもの声を聴き取れるのかというのがとても大事になってきます。「居場所」という定義は何なのか、こどもが自分が認められてそして居心地がいい場所じゃないと「居場所」にはなっていないので、そこに大人がどう関わるのかということ、関わる大人が少し意識していかないといけないと思っています。

こども食堂という場所はもともと貧困のこどもが集まって、というイメージが強いのですが、そういうこどもが来てもいいし、「居場所」として地域の中で「食」を中心としてみんなでいろんな世代が集まりましょうという場所になっていますので、「居場所」、こども食

堂がたくさん地域に増えたとして、子どもたちが「居場所」として自分が認めなければ行くことができませんので、その関わる大人がどう子どもと向き合っ、声を聴き、酌み取っけるのか、そしてどう声をかけていけるかを学んでいくというか、意識しなければいけないと常々思っているところです。ですから、「居場所」という定義、もう少し整理をしていなくてはいけないなと思っています。

(安部委員長)

その項目以外のところで何か意見はありますか。

(大谷委員)

子どもの権利のところもとても大事になってきていて、今、「子どもの権利条約」を勉強しているこども食堂さんがとても多くなってきました。それはこどもの声を聴くとか、いろんな体験の場所であったりとか、経験の場所であったりとか、参加する権利とか、そういうところを少し意識して関わっていき、という大人が増えてきたという意味ではとてもいい機会だと思っていますので、「子どもの権利条約」というところもですね、少し学ぶ機会というか、そういうものを提供できるようなことがあったり。

アドバイザーがいらっしゃるとか、本当の専門家が作っているこども食堂ではなくて、地域の方たちが集まって居場所を作っていらっしゃるので、ある意味本当に素人と言いますか、専門家知識がある方ばかりでやっていませんので、そのこども食堂さんたちの運営者たちを支えるような仕組みがあるといいかなって思っているところです。

(安部委員長)

当事者として山本さん、いかがですか。この会議に出たからには必ず発言しなければいけませんからね。

(山本委員)

大谷さんと似たような意見にはなるんですけども、「居場所作り」ってよく聞くんですけど、居場所があるからそこに絶対行くかといわれたらそうじゃないし、タイミングとかもあるし、そこにどんな人がいるのかもわからないのに行ったりしないし、必ず受け止めてくれる人がいるっていう安心感も欲しいなっていうのと。

あと、全く話変わるんですけど、外国人のこどもへの支援、障がいがあるこどもへの支援、ひとり親家庭への支援っていうのはこどもだけじゃなくて大人の親御さんにもなんか支援がもっとあれば、虐待とかそういう抱え込む状況が少なくなるから、早期発見でもつながりやすいしいいのかなって思いました。

(安部委員長)

石橋さんはいかがですか、全般的なところでも。感想とか意見とかあれば。

(石橋委員)

こどもの権利、私も中学生、高校生は父の介護、お手伝いをしながら学生生活を過ごして。やっぱり、こどもの権利だけが大事なわけではなくて、こどもを持つ親、こどもの周

りの環境の人たちにも人権があるし、こどもだけを守ってその人たちが守られない状況が作られるようなのは違うのかなと思います。

あと、ヤングケアラー、私自身がそういう経験をしていたということもあって、父が受けている医療の支援とか、その支援は目に見えて分かっているけど、自分が家で本当はお父さんお母さんがする仕事だったり、料理を作る、掃除をするというヤングケアラーのやっていることみたいなのをしていた時間が補填される支援というのは自分自身が感じてこなかったもので、その支援とかも作っていただけたらなと思っています。以上です。

(安部委員長)

若者の声を結構聴いていると思うので、安孫子委員いかがですか。

(安孫子委員)

今まで出た話の中で言うと、まずこどもの権利の保障に関して、基本的には小坂委員のお話しているところと同じかなと思っています。普及啓発、意見の尊重、あと権利の救済、そのあたりの柱になると思いますので、中項目として取り入れるにはそれぐらいの具体性を持った内容があった方がいいだろうと思っています。

その中で言うと、特に普及啓発のところが、今まで権利条約が批准されて30年経つわけですけど、この30年間はたまに講演が大きかったりとか、公民館で誰か来て話すとか、そのレベルの普及啓発がずっと行われていたわけですけど、それだと足りないというところをどうやって形にしていくかというのが、これから大きな課題かなと思います。

普及啓発って書くこと自体は中項目のレベルなので、それぐらいまでかなとは思いますが、中身を注意しないと結局浸透していかないということがありますので、特にこどもに対する普及啓発という意味では、学校教育の中でどう位置づけるかということが非常に重要ですし、大人に対する普及啓発という意味では、対象として特に子育て世代の方に子育て支援という話とセットで、特にこの権利擁護をどう伝えていくかという、その具体的な施策が大変重要になってくると思います。

評価指標で、どういうふうに権利が浸透していくかということをとるかということにも関わってくるかなと思います。まずはこどもが権利を知っているか、それから守られているかということ、こどもがどう受け止めているかということ、そこをきちっと数字を取っていくということが前提として必要だろうということと、もう1つこどもの権利に関しては、I・II・III・IVと並んで一番上ということもあるんですけど、どちらかというとII・III・IVを含めた全体を横串にするようなものですので、このII・III・IVの様々な項目とか施策の全体をこの権利の、例えば条約の何条の権利の問題なんだっていう整理を1回し直した上で、そこがちゃんとその観点で守られているのかどうかってそういうチェックをする必要があるんじゃないかなと。この権利の問題のトップに掲げるっていう意味合いがあるんじゃないかなというふうに思っています。

あと、もう1つ少し中身に入ると、IIIの「きめ細かな対応～」のところは、ヤングケアラーが抜けているというのはその通りだと思います。既に記載済みのもので言うと、外国人のこどもの支援に関してはちょっと表現の問題かなと思うんですけど、外国人だけではなくておそらく外国にルーツがある、日本国籍でも、ルーツがある外国のお子さんの課題というのも同じようにありますので、少し表現の工夫が必要かなと思いました。

あげるときりがありませんけど、最近のよく取り上げられるものの中では、性的マイノリティのお子さんの話も抜けていますので、ここは入れた方がいいんじゃないかなと思いました。

あと最後、権利の話に関わりますけれど、1番上の、上村委員が言った、「こどもの権利の尊重」というのをトップに掲げていることとの関係で、目指す福岡県の姿が非常に浮いているなという風には思います。その「希望」だとか「笑顔」だとかということよりは、「ありのままに生きる」というところをまず尊重するという姿勢を、この全体の作りからすると素直というか自然に出てくる表現かなというふうに思いましたので、ちょっと表現の問題があるので、いろいろと大きく変えると難しいかもしれませんが、かなり違和感があるというのが率直な感想です。以上です。

(安部委員)

はい、ありがとうございます。「こどもが未来に希望を持ち」っていうのと、「たくさん笑顔」と、何のことかわからなくて今まで変わらないような気がしますけれども。

(古賀委員)

そうですね、ちょっと外れたことを言っているかもしれないですが、ちょっと考えたのは、今さっきの居場所のところもそうですけど、地域で活動していると中にはかなりいろんな声があったりだとか、いろんな事象が地域で起こっていたりして、これがうまく伝わらないことというのは結構あるのかなと。

特別大きなことであったりするとそれってどこからか話は入ってくるものの、「これって通報していいんだろうか」とか、「どこに相談したらいいのだろうか」と迷われている方が、持っている情報や状況みたいなものが非常に大事になってくるところがあるかなと思っていて、そう考えると全ての大人がそれに接する機会があり、また全てのこどもたちがそういった状況に置かれる可能性があるというところを、どう明確に打ち出すかということが結構大事になってくるのかなというふうに思いました。

そういった中で、「きめ細かな～」に分けられている項目はすごく大事な反面、これらが複合的だったり、スコアレスレベルで全部あったりとかいろいろ考えられるし、これ以外の状況っていうのも起こり得る中で、そういったことを包括的に表している表現があればいいなということをお話を聞いていました。以上です。

(安部委員長)

具体的に、例えばこういうふうにして言ってくれるといいですけどね、はいどうぞ。

(花田委員)

ありがとうございます。私はこどもたちのそばにいる身として、児童養護施設にアドボカシー制度が入ってきて、一時保護所や児童相談所に入ってきていますけど、こどもたちの言える選択肢が要るなというのと、あとは言ってもどうにもならない、伝え方がわからない、そのこどもたちが多いので、言うトレーニングというのを教育の中でもどう入れていくかということも大事だし。

宗像市さんがすごいなと思ったのが、もう早くから市の中に、弁護士さんたちが最初立ち上げられたと思うんですけど、こどもが意見を言える場ということで常駐されている、まあ

市役所はちょっと遠いですけど。そういう普及啓発でその紙をみんなに配られていて、結構昔かららしいんですね。やっぱり、子どもたちが言える場所が学校の中でアクセスしてどこに行くのかというのは1番子どもたちに身近なところかなというのを1つ思います。

それと最近、一時保護専用施設を2か所、施設の中でしているんですけども、本当に重篤な子どもが増えてきたなって。子育て短期支援利用事業もそうですし、昔みたいなちょっと親御さんが困っているっていう子じゃなくて、お風呂に2週間、高校生で入れないみたいなですね。小学生でも最近も低体重、というのは子どもさんのこだわりが強くて食が細い、髪の毛も長くしたままとか、子どもたちの発達の特長で育てにくいっていう御家庭の困り感もものすごく出ている御家庭が増えているなっていうのは印象です。

それと、一時保護を体験している子どもから見えてくるんですけども、違う生活を体験したりしないと自分の今置かれている状況がどういう状況なのかわからない子どもたちが非常に多いので、子どもたちが一定時期違う場所を体験するとか、子育ての間、親御さんがちょっと離れて俯瞰して子どもを見るとかいう、そういう時間とか空間が必要なんだなというのが感じるところです。

ある程度、児童養護施設の一時保護所は開放的一時保護所なので、割とそこで子どもたちが3食食べるとか、大人の温かい言葉かけを毎日体験するとか、「あれ？なんかこれちょっと家と違うな」ということで、よく1度利用すると子どもたちからちょっと施設行きたいとか、しばらく施設に行っておきたいとかいう声とかも上がってきているので、具体的なもうちょっと子どもたちが使えるようなものが広がっていかないとなかなか厳しいんじゃないかなって。書いてあること、もちろん基本的な考え方は必要ですし、方向性も必要なんですけど、具体的に子どもたちが選択できるような場所がどれだけあるのかというのが本当に大事ななと思います。

あとは子どもを取り巻く家族、子どもは家族と離れたってほとんどの子が思っていないです。どんな劣悪な環境から来ても家族とつながりたいとか、どこかで家族とつながっていたいという気持ちがあるので、やっぱりそこで家族にどう介入するかというのも、市町村も非常に子育て支援拠点が充実してきて、できてくればくるほどそういう市町村が「ペアトレ、施設と一緒にできませんかね」ということで、最近市も予算化しようとしていたりとかそういう動きもあるので、その辺の親御さんの支援も含めてもうちょっと子どもたちに良い影響が行くようなことに発展していくといいなというのは思うところです。

(松崎委員)

すいません、発言してなかったんですけど。

ちょっと、再度確認したいのは、「全ての子どもが～」っていうときの「子ども」の定義をどこに持っていつているのかなというところが1つです。子ども基本法の子どもでいいのかというところ、でもあるところでは「子ども」と「若者」が並列して書いてあったりとかしますので、でも全体は「子ども計画」。ちょっとどんなふうに考えていいのかなというのが1つです。

もう1つは、子ども計画の中のいろんなものがかかり、1つ1つの施策に分かれていて、何かトータルするものというか。例えば今ヤングケアラーの問題などもさっき出されましたけれども、支援そのものを起こしていくときも、親御さんの医療の問題、それから障がいの関係の問題、それから子どもの抱えている問題、不登校であったりとかいろんなものが総合されて課題としてあるというのをとても感じております。

そこのどこからどういうふうに御支援をしていけるだろうかというような、家族それから子ども、それからその親御さんたち、トータルした形をどこかで、さっき子どもの権利というところを横串にして考えていきましょうということと同様に、子どもも、赤ちゃん・妊娠期から若者になっていくまでの、トータルした子どもが育っていく過程でのプロセスの中の横軸であったりとか、そういうものが繋がっていくようなもので考えていけないかなっていうのをずっと今感じているところです。

(安部委員長)

ちょっと補足します。児童福祉法とか「子どもの権利条約」では、子どもは18歳未満と定義しているんですね。ところが、「子ども基本法」では、年齢の定義を外して、「発達途中である者」としていて、私もそうやって思ったんですが、まだまだ成長したいなと思っていますけど。

ここで言う「子ども」とは何なのかというのは確認しといた方がいいということと、もう1つは子ども・若者、そして家族の問題は複合的なんだということと、どこかで書いておいて、多面的ではあるけれども個別にこう対策を立てます、みたいなのを入れておかないと。個別に書いた上で、でも複合的にはって言って。改めて最後に複合的、子どもの権利というのが通じて全部に関係するものですよというようなことをどんなふうに表現するのかというのは検討してもらいたいのかなと思いました。

PTAというよりも子育て中の親としての、親当事者としての本計画を見ての意見がありますか。

(宗委員)

最前線に居られる方のお話を聞いて勉強中なんですけど、目指す姿のところ、全ての子どもがどこなのかなってというのは確かに思いつつも、でもこれは福岡県の全ての子どもなんだろうなって思いながらも、なかなかちょっと難しいんですけど。

最初の小坂さんの「I 全ての子どもの持つ権利の保障」の意見はそうだなと思いました。子どもの居場所の定義の話については、場所を増やすのはいいと思うのですが、場所の持つ意味、場所を増やしても簡単に行けないという話もあったので。

私がもしそういう状態になった時に、あそこに居場所があるけど実際に行くかなとか、不安の方が先に来るのかなとったりして、最終的にはどうしようもなくなっていくのかなとか。そこにどんな大人がいるんだろうということも行くときに不安が募ると思うので。増やす増やすではなくて、増やす責任もあると思うから、増やしてほしいけれども、関わる大人がどういう方なのかは問題になってくるのかなと思います。

ちょっと勉強中でなかなか難しい。先ほどの今、児相のお話を聞いて、家に戻りたいって思う方のほうが大半だっていう話を聞いてやっぱりそうなんだって。つい最近もあつたじゃないですか。胸が詰まりました。こんなところで。

(安部委員長)

稲光さん、なにかありますか？

(稲光委員)

割振りではこの委員会にはなっていないんですけども、施策体系の基本方向のⅡの2番目、「幼児期までの育ちの保障、幼児教育・保育の充実」とありますけれども、これ育ちの保障がなぜ幼児期までなのかなと思います。先ほどからのお話につながっている、後ろの幼児教育・幼児保育につながっているからそう書いているんだと思うんですけども、これ、分けて、「社会人に至るまでの育ちの保障」と「幼児教育・保育の充実」とした方がこども計画としてはいいんじゃないかと思いました。

1枚目の左の一番下の「○」のところ。「子どもの貧困対策推進計画」では」というところで進学率のことが書いてあります。児童養護施設のこどもの大学進学率は24.2%から45.9%、生活保護世帯40.5%から34.7%と、生活保護世帯が改善していないということが書いてあるが、何と比較をするのか、一般の大学の進学率と比較をするのか、何を指すのかというのが、基準がもしかして違っているのではないかなと思ったところです。

もう1件、上村さんがおっしゃった、計画の目指すようなところですけども。たまたま別の講演会で「こどもの心の講演会」というのがあって、その中で講師の先生が「こどもたちというのは今を生きているんであって、未来を生きているのではない」というのをおっしゃっていました。ですから、やはりそういう視点、我々大人から見るとこどもたちが明るい未来を見るというのは確かに分かりやすいことではありますけれども、こどもたちにとってはやっぱり今が良い時間でありたい、あってほしいという思いがあると考えたところがございます。以上です。

(安部委員長)

そろそろ時間になります。あと20分弱、15分強くらいですけど、ここ言い忘れたとか、ここ言いたいなどありますか。どうですか。

(上村委員)

きめ細かな対応のところにヤングケアラーが入ったのはよかったなと思っているんですけども、ヤングケアラーのイメージってそれぞれ言葉として何かお持ちなのかなと思うんですが、ぜひヤングケアラーの所でもいいし別のところでもいいんですけども、「障がいのあるこどもへの支援」のところで扱ってもらいたいなと思っているのが、障がいのあるこどもの兄弟支援。これはスポンって抜けてるんですよね。ヤングケアラーの中でもちょっと抜けてたりとかする。本来抜けちゃダメな部分なんですけれども。そこは「全てのこども」と言うからには、そこは外せないかなと改めてちょっと感じたことです。

(安部委員長)

安孫子さんが「言えばきりがいいけど」って言われましたけど。でも今の段階で言えば、やっぱり気になることはみんなワードとして入れたい方がいいんじゃないかなと思うんですよね。「こういう子もいるよね」、「こんな困った人もいるよね」とか「こういう支援も必要だよ」とか、まず入れといてその上で「これはこうまとめられるから」という形で。繰り返しますけど漏れがないようにしておきたいなと。こういう面もあるんじゃないかとぜひ御発言ください。

(小坂委員)

こどもに関わっている人たちが十分、知識とか経験とか含めてなんですけれども、足りているのかという問題があるかと思います。保育士の不足の問題とか、あるいは他にも色々あると思うんですが、こどもに関わる人材の、育成というと上からですが、こどもに関わる人材をしっかりと確保できるような体制を作ることが、ちょっとないかなというふうに思うんですね。「人財の育成」というのは、こどもたちを、未来の人財として育成していきましょうという意味ですよね。なので、先ほどの話もありましたけど、今のこどもたちが幸せに生きられるために、今のこどもたちに関わる人の確保というか、充実というか、そういったところも必要かなというふうに思いました。

さっき、中村委員が最初に言った、「妊娠前からの切れ目のない～」というところは、これ分ける時にⅡに入れたと思うんですけど、やっぱりⅢの視点としてもものすごく大事で、こども家庭センターとかもできたのも、おそらくそういう意味合いが非常に大きいと思うんですね。県としても多分、基礎自治体のこども家庭センターのあり方とか見ていくと思うので、Ⅲの方にも入れられるような、ちょっとこう難しいかもしれないんですけど、そういう区分けが必要じゃないかなと思いました。

(中村委員)

大きく2点あって、「Ⅲ きめ細かな対応が必要なこどもへの支援」の部分で、さっき石橋さんがおっしゃった、やはりその家族の支援っていう風なところって、ちょっとキーなんじゃないかなと思って、これ例えばなのですけど、「こども・家族への支援」とかっていうふうな形で、もちろんそれに含まれている内容だとは思いますが、シンプルに書いていただいているだけだと思うんですが、あえて分かりやすく表現するからこそ必要な文言なんじゃないかなというのが1点あります。

(安部委員長)

ごめん。多分それはⅣだと思うんですね。Ⅱが「すべてのこどもが対象」でⅢが個別支援。

Ⅳの「結婚、子育て～」という風に書いてあるけど、これは例えばの話で、これは各論の話で。Ⅳとは家族支援の話だと私は理解してるんです。

(中村委員)

Ⅳは私は少子化対策に関してかなと思ったんです。「こども大綱」とか基本的に少子化対策だなんて全体的に読むと感じるから。そう思ったら特にニーズの高い家族、こどもへの支援っていうのがⅢに入っているのかなって、私は理解したので。

(安部委員長)

これ、後で検討してください。つまりⅣにすべての子育て世帯の家族支援を入れるのか、それとも少子化対策を中心としてⅣを書くんだったら、Ⅲにこどもへの支援・家族支援を入れるとか。ちょっとそこは内部で議論してもらったらいかなというふうに思います。

(中村委員)

2つめ、さっき事務局でも、「困難を抱えるこども」っていう風な表現をしていただいていたかなと思うんですけど、困難を抱えるこどもっていうのは、こども自体が困難を抱えているというよりは、抱えざるを得ない状況のこどもたちなんだっていう風なところの表現が実はすごく重要かなと思っていて、そうなった時にさっきの上村さんがおっしゃったり、安孫子さんがおっしゃった、未来・希望・笑顔に違和感っていうのはすごく、私の中でも腑に落ちたというのがあります。

笑顔・未来・希望ってちょっと違和感を感じるなみたいな委員がもしかして他にもいるのかな、というふうなことも感じながら、やっぱりこどもの生きづらさにどう寄り添っていくかっていうときに、表現とかすごく大切です。これが公に出ることで、傷つくこども・若者がいないようにしないといけない、というふうなことを他の委員の皆さんの話を聞いて改めて感じたので発言させていただきました。

(安部委員長)

他に発言したい人いますか？

(山本委員)

資料3に戻るんですけど。「こどもが経済的な理由で進学を諦めないような取組」というふうになっているんですけども、私自身が、朝まで働いて、学校に1限から行って、学校がお昼過ぎに終わって、そこからまた夜働いてっていうのをずっと繰り返して、もちろん「学業優先だからね」って言ってもらえるんですけど、学業優先できる子って多分、ある程度お金に余裕があって、親から仕送りしてもらえるような子、そうじゃない子でもある程度余裕がある子だと思うんですけど、生活費とか学費とか全部自分で作っているような子たちもいるっていうのを忘れないでほしいなって思っています。

いつかどこかで言おうと思っていたんですけど、進学することはもちろん嬉しいんですけど、進学できたことに対して。でも進学できることがゴールじゃなくて、進学したその先が大事だなって思うから、なんか具体的にどうしてほしいとか、まだ自分の中でもまとまっていないんですけど、進学がゴールじゃなくて進学のその先を支援してもらえるようなものができたらいいなってずっと思ってたので、ここで言わせていただきました。ありがとうございます。

(安部委員長)

とっても大事なことで、安心して学べるような保証をしてほしい。すべてのこどもが安心して学べるように支援が必要という、そんな言葉でしょうか。

気になったのは、1つは「人財」って何っていうのは、定義をするなり、明確にした方がいいなっていうことなんですけど。基本方向の「全てのこどもが持つ権利の保障」とか「人財の育成」とかいうのは、これ大人視点ですよ。最初に課長が言われた「こども目線でこどもを主語に」って言ったような気がするんですけど。それとこの出てきた計画が微妙なところなんです。この計画っていうのは「県が責任を持って進めます」という意味で、主体は県になるんですよ。県が責任持って進めますっていうことと、でもこどもが主体ですよっていう。だからこどもにとって見ていくのをどう書き分けるかっていうのがちょっと微妙なところかなというふうに思っております。

はい残り5分弱なので、これからの計画について事務局の方からお願いしたいと思います。

(こども未来課)

次第7の「(3) 今後のスケジュールについて」というところで御説明させていただきます。

資料右上に「5」とございます。「今後のスケジュールについて」を、お願いします。7月12日ですね、第1回審議会開催しまして、本日開催しております第1回専門委員会を中段の方に記載しております。審議会でもいただきましたご意見、第1回の各専門委員会にいただいた御意見を踏まえまして、骨子の方を作成いたします。

意見を踏まえましてですね、計画の素案というものを第2回以降はこちら各専門委員会の方を先に開催し、そちらの意見も持って行ってですね、第2回の審議会を開催するという流れになりますけど、第2回の専門委員会、あるいは審議会を10月に開催することを予定しております。

また、そちらの御意見、御議論を踏まえて答申案という第3回、合計3回を予定していますが、第3回の専門委員会及び審議会のところを1月に予定しております。

本計画ですね、こども計画については、県議会の方に議決を頂く「議決計画」となっておりますので、その後にですね、こちらの審議会、それ以外のスケジュールと書いてありますけど、2月の議会において議決を頂くことに向けてのスケジュールという風に書いております。説明は以上でございます。

(安部委員長)

確認ですが、次回は計画案だけなんですか、それとも指標のところまで提示される予定ですか。数値目標みたいな感じ。

(こども未来課)

こども未来課長でございます。

数値目標について計画のどのあたりまでかけるというまだ確定はしていませんが、今回の審議会の中では数値目標も含めて大事なところでございますので、御審議いただきたいと考えております。

(安部委員長)

スケジュールを聞いて皆さんの意見とか、どうですか。

(小坂委員)

何度も発言してすいません。スケジュールの1番下のところにですね、こどもの意見を聴くことを予定しているみたいなんですけど。これをどんな形でやろうとしているのか、もし素案があったら教えて頂きたいのと、あとせっかくなのでそれについての意見とかもですね、こどもの聴き方、どういう意見を聴かかってすごい大事だと思うので。何らかの方向で委員の方に、やり方についての意見を言えるような機会があるといいなと思ってます。

これ、例えば、国の「こども大綱」を作る時とかもこどもの意見聴くっていうのを随分していたとは思いますが。そのこと自体はとってもいいんですけど、どうしても聴く対象とかが

限られてしまう、それと偏ってしまうっていうことが起こりうるなっていうのを感じています。

どうしても意見を自分から言おうっていう子は言うんだけれども、そうじゃない子の意見は聴かれないっていうようなことが起こりやすいというふうに思っているので、すごく限られた時間で難しいとは思いますが、せつかくこの委員の中にもすごい日常的にこどもの意見を聴いている人がいて、聴き方についてはいろんな御意見があると思いますので。そういう意見も参考にしながら進めていただければいいなというふうに思ってます。

(こども未来課)

御質問ありがとうございます。説明のところで「※」について全く触れなくて申し訳ございません。

このこどもの意見、こちらに書いてございますとおり、こどもや子育て当事者等からの意見聴取を第2回の審議会および専門委員会の前に実施予定ということで。具体的に申しますと、今検討しておりますのが、大きく3つございます。

1つがワークショップ。県民の方に広くの公募をかけまして、そちらで年代、小学生あるいは中学生、高校生、また、若者ということでこちらは年齢18～29歳の若者、及びお子様の保護者でいらっしゃる方。18歳までのお子様を育ててある保護者の方。こういった方を対象にですね、ワークショップの開催っていう、具体的には、7月28日ということで近日でございますけど開くということで公募の方を終えております。こちらの中身としてはですね、今、計画について御審議頂いている大きな側の部分ですとか、あるいはこどもに対して、あるいは先ほど申し上げた事に対して困っていることとか、行政に解決してほしいこととかそういったことについてお聴きするようなワークショップを検討しているのが1つでございます。

もう1つがですね、WEBアンケートということで、広くインターネットを使ってですね、今さっき申し上げたような対象から意見を聴くということについて検討しております。

もう1つが施設等への個別聴取。先ほどお話があったような、なかなか普段声を聞くことが容易ではないような施設等。こちらについても詳細は検討しているところはございますが、職員の方でお話を直接お伺いに参るとこの3つの意見聴取というものを検討しております。

すみません。ワークショップの日程が、今7月28日と申しましたが27日の土曜日ということでございます。失礼いたしました。

(安部委員長)

公募は終わっているでしょうけれども。WEBアンケートはこれからですか？

(こども未来課)

そうです。

(安部委員長)

皆さん拡散しましょうか。他に、はいどうぞ。

(安孫子委員)

安孫子です。

3点目の施設等の聴取というのは、施設を運営している団体とかスタッフさんからヒアリングするということですか。それとも、そこで生活しているお子さんたちに聴くということですか。

(こども未来課)

施設にいらっしゃるお子さんからお話を聴くというのが基本であります。

施設そのものということではなく、関係団体の方にお話を聴くというパターンもございますけど、施設に行って直接お子さんのお話を聴くということを想定しています。

(安孫子委員)

先ほどから見ていた施策体系の中で、きめ細かな対応が必要なお子さんたちからどうやって聴くかというのは、幅広く聴くということは別におそらく作り込みが必要な部分だと思います。施設も多分、養護施設1つとっても年代もたくさんありますし、施設の中にも児童養護施設でも障がいのあるお子さん、今増えていますので。聴き方だったり聴く人のスキルだったり。かなり工夫をしたり分けたりしないとなかなか出てこないというのはあると思いますので。その点のつくりはぜひやり方の検討をしていただきたいと思います。少なくとも今出ているきめ細かな対応が必要なこどもという人が出ているところでいうと、ワークショップとかアンケートはおそらく不登校引きこもりのお子さんは難しいでしょうし。障がいのあるお子さんもアクセスが非常に厳しいと思いますので、どこを対象にどこまで行くかっていうのはもう少し、時間が無い中ではあると思うんですけど、リストアップした上でどこを優先的にやっていくのか、手が届かないところをどうやって最低ここぐらいは意見をもらうのかというのが見えてくるといいかなとは思っています。

この辺りはおそらく事務局任せになるし、なかなか議論することがないと思うので。ぜひいろんなところに相談をしてもらいながら、丁寧にやっていただけたらなと思います。よろしくお願いします。

(大谷委員)

今の御説明だったんですけれども。今、お母様たちもいろいろなお母様たちがいて、文章をなかなか読み込めなかったりとか、あとはそういう案内があってもそこに行けない方もたくさんいるということを考えると、ワークショップを開く、そういうところに行けるお母さんとか保護者とか、こどもたちの声もちろん大事なんだろうけども、そういうところに行けない人たちの声は、本当は聴きたいと思います。

そしてこどもから話を聴くときは、本当にこどもの尊厳を傷つけないような聴き方、セーフガーディングの手法とか、そういうものもとても大事になってくると思いますので、こどもから声を聴くときの手法とか尊厳を本当に傷つけないような声かけとかそういうことをぜひ事務局にお願いしたいということに改めてお願いしたいことと。

その情報がなかなか取れないようなお母さんたちにどう情報を届けていくのかというところもぜひお願いしたいという。こういう機会を持たれているので、お声を聴けたらなとは思っていますので、よろしく願いいたします。

(安部委員長)

「こども基本法」の基本である「こどもの声を聴きます」っていうのは実際この計画作りの中にどれくらい入っているかっていうことが問われることになるので、今までみたいに「アンケートを取りました」、「ワークショップをしました」では、ちゃんとこどもの声を聴いたことにならないよ、ということだろうというふうに思いますので、丁寧に、かつ本当に社会的養護のこどもの声を聴くことが大事ですけど、それだけではなくていろんなこどもに。じゃあどうすればいいかというのは本日御出席の委員の皆さんに多分いろんな意見が、いろんなアイデアを出して頂けるという風に思いますので、それも含めて進めて頂ければという風に思います。ですから、そういう意味で、第2回に間に合わなくても場合によっては第3回目に入れ込めれば。10月までに終わるという風には書いてはいますけれども、1月もしくは12月いっぱいまでかけて声を聴いているというふうにしてもいいかもしれないというふうに思いました。

繰り返しますけど「こどもの声を聴きます」って言っている基本計画づくりがこどもの声をちゃんと聴いてなかったという笑い話にならないように。ぜひ丁寧にお願いしたいなと思います。では時間を過ぎていたので事務局にお返しします。

(司会)

安部委員長ありがとうございました。本日の長時間の御議論、ありがとうございました。本日の議事概要なんですけれども、事務局の方で取りまとめまして後日委員の皆様にご確認をいただきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。次回の委員会につきましては本日皆様からいただきました御意見を踏まえまして、施策案と庁内の関係課ともですね、調整のうえ御提示をさせて頂きたいと考えております。最後にこども福祉課長の原田から閉会の御挨拶をさせて頂きたいと思っております。

(こども福祉課)

本日はお忙しい中、皆様貴重な時間を頂戴してありがとうございました。また、大変たくさんのお意見をいただきまして、たくさんのお示唆に富んだというか、ポイントを教えて頂けたように思っております。持ち帰って、十分検討させて頂いた上で次回の専門委員会にかけたいと思っております。

「こどもの意見を聴く」ということに関しまして、社会的養護の分野は私どもの課で担当することにしております。今、施設側とも調整をさせて頂きながら、児童福祉司を中心に聴き方についても、検討しているところです。また、個別に御相談させて頂ければなと思っております。本当に貴重な御意見ありがとうございました。引き続き専門委員会の方で御助言頂きますようお願い申し上げます。簡単ですが御挨拶とさせて頂きます。本日はありがとうございました。

(司会)

それではこれもちまして「第1回福岡県こども審議会こども福祉専門委員会」を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。